

現場代理人兼務に関する当面の運用について

現場代理人の兼務に関して、当面は次の要件を全て満たす場合についても兼務を認めるものとする。

なお、小松島市公共工事における現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領により現場代理人の兼務を認めていることから、その運用について留意すること。

(1) 要件

- ア 小松島市内の3つの工事
- イ 当初請負金額が2,500万円未満の工事
- ウ 発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた工事
- エ 平成27年6月1日以降に入札公告又は指名通知する工事

(2) 現場代理人の兼任についての届出方法

- ア 受注者は、現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の各主任監督員等と協議を行う。
- イ 受注者は、協議の結果、発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた場合、「現場代理人兼務届」(様式1号)に必要となる事項を記入し、「現場代理人及び主任技術者専任通知書」の提出時に、併せて兼務させる予定工事の発注者に提出する。
- ウ 発注者は、兼務となる他の工事の監督員等と協議し、現場代理人の兼務が可能か確認する。

(3) 留意事項

- ア 受注者は、発注者が現場代理人の兼務について認めないときは、「現場代理人及び主任技術者選任通知書」を再提出するものとする。
- イ 現場代理人は、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等適切に対応しなければならない。
- ウ 受注者又は監督員は、現場代理人の連絡体制の不備、工事に関する事故が発生する等、現場代理人の兼務に支障があると判断した場合、協議を行い、現場代理人を変更できるものとし、速やかに手続きを行うものとする。
- エ 小松島公共工事における現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領の規定により現場代理人の兼任が認められていることに関し、その運用について留意すること。